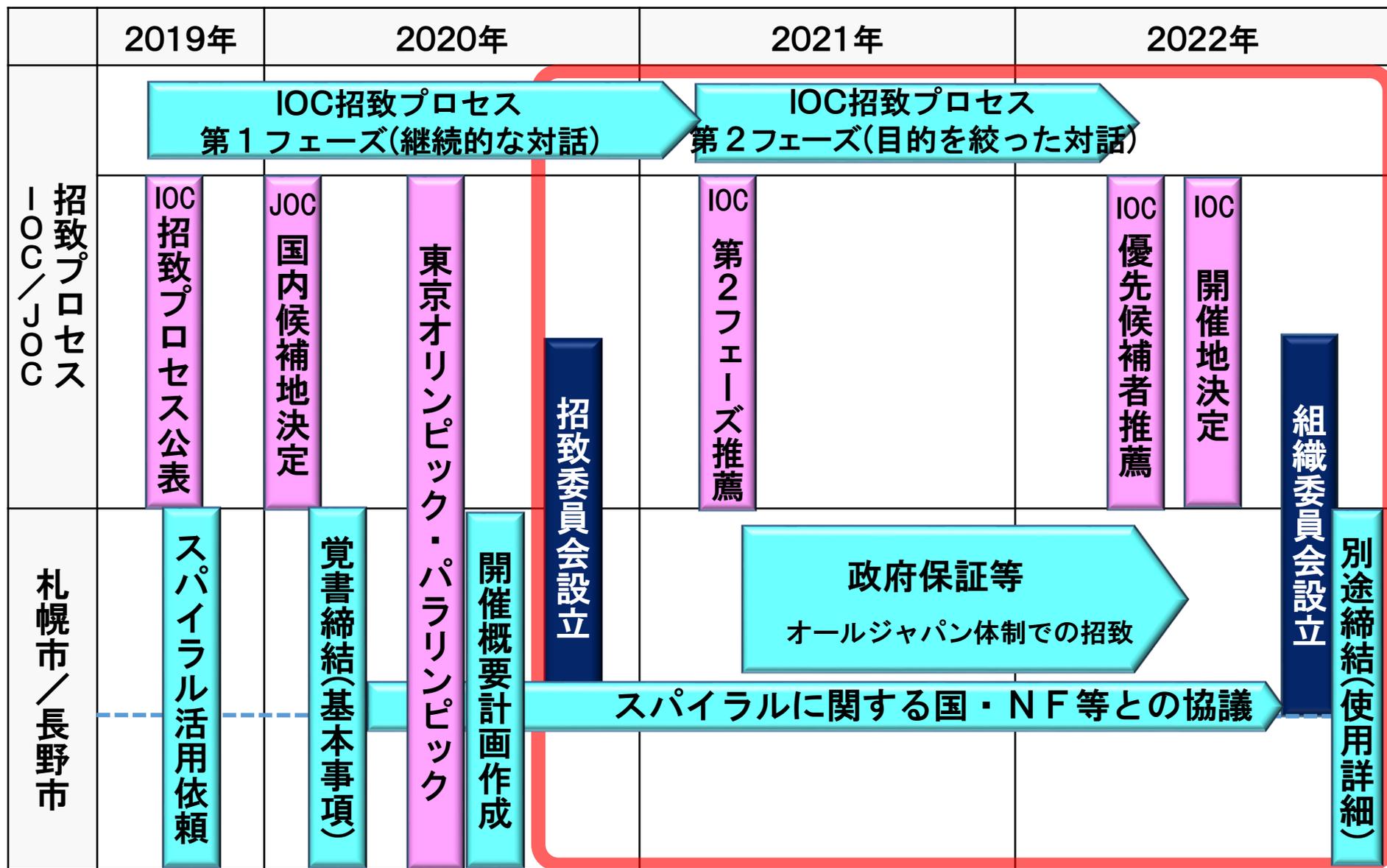


# 札幌市の2030年冬季オリンピック・パラリンピック大会招致 に向けたスパイラル使用のための覚書締結について



文化スポーツ振興部スポーツ課

年 月	内 容
2018. 9	<p>◇IOCとの協議 震災状況を踏まえた札幌招致に係る協議の結果、<b>2026年大会の招致活動の終了と2030年大会に向けた対話を継続</b></p> <p>◇JOC 札幌の2030年大会の招致への全面的な協力</p> <p>◇札幌市 震災からの復興の際は、IOC・JOCの支援を受けながら<b>2030年大会に向けた取組を進めていきたい。</b></p>
2018. 10	<p>◇IOC会長 そり競技会場は<b>新設不要</b>。五輪そり会場の<b>新設は北京2022大会が最後</b>になる。</p>
2019. 6	<p>◇IOC総会 2026年大会開催地が、<b>ミラノ／コルティナダンペッツォ</b>に決定</p> <p>◇オリンピック憲章の改正</p> <ul style="list-style-type: none"><li>➢恒常的で継続した対話を行い、地域の機会、状況、必要性に応じた<b>適切で柔軟な時期に開催地を選定する。</b>（原則7年前の開催地選定期間の規定を削除）</li><li>➢開催地は単一都市に限られず、<b>多都市／地域／国とすることができる。</b></li><li>➢夏季・冬季別に設置される「<b>将来開催地委員会</b>」が<b>将来の大会における都市等の関心状況をIOC理事会に報告・提言する。</b></li></ul>



※オリンピック憲章の改正に伴い、開催地選定期を1年前倒しで見込む。さらに前倒しの可能性も有り。

## 1 2030年冬季オリンピック大会に向けてスパイラルを使用可能とする方法

## (1) 条例との整合を図る必要性あり

- ・ 現条例の改廃を行わずに使用することの検討
- ・ 2030年大会に向けて借りた者が施設改修を行って使用可能とすることの検討

方 法	内 容	可否
現 条 例 の 中 で 、 行 政 財 産 と し て 使 用 許 可	▶ 通常の行政財産使用許可での対応 ・ 借りた者が形状を変えるような大規模改修と完全原状復帰の使用は考えていない。 ・ 公の施設として市民の利用に供する施設目的に合わない。	否
	▶ 目的外使用により許可する場合 ・ 現在スパイラルは製氷を中止しており、市が使用許可しても支障がない。 ・ 原状回復を原則とし、借りた者の大規模施設改修は可能	可

行政財産の目的外使用許可によって使用可能と判断

#### 1 前提条件

- (1) 札幌市が行う2030年冬季オリンピック大会招致段階において、本市のそり競技施設であるスパイラルを使用するにあたっての現時点での基本的事項を覚書として札幌市と締結するもの
- (2) 行政財産目的外使用で許可する上での条件を定める。

#### 2 覚書に定める主な事項

##### (1) 長野市は、冬季オリンピック開催地として札幌市に協力する方針を示す。

- ・ 2030年冬季オリンピック開催に向けた招致活動の展開への協力
- ・ 開催決定後の組織委員会の大会運営の円滑な推進への協力
- ・ 組織委員会に対し、2030年冬季オリンピックそり競技会場としてスパイラルの使用を許可する。

##### (2) 許可条件

- ・ 使用期間は、施設整備等に要する期間、オリンピック開催期間及び開催後の施設撤去期間を考慮し、組織委員会の申請期間とする。
- ・ 使用料については、協議の上、定める。
- ・ 2030年冬季オリンピックそり競技に向けた施設整備及び稼働に係る経費は組織委員会が負担し、長野市は原則負担しない。
- ・ 使用期間満了後は、組織委員会の責任において原状回復することを原則とする。但し、長野市が撤去不要と認めた場合は原状回復しないことは可能
- ・ 使用期間中は、組織委員会において施設の適正な維持管理を行う。

#### （3）覚書締結後の変更への対応

- ・ 施設整備や撤去経費等については、今後の国内のそり競技施設の在り方が大きく影響することから、札幌市と協力して、国、JOC及びNF等と協議を進め、その協議結果に応じて変更することができる。
- ・ 覚書に示す組織委員会が、まだ設立していないことから、覚書に規定した組織委員会が担う役割を円滑に遂行するよう、札幌市は、組織委員会と責任を持って協議・調整を行うこととする。

#### （4）その他

- ・ 2030年冬季オリンピック大会の開催決定後、スパイラルの使用にあたっての詳細については、本覚書を基に、札幌市・長野市・組織委員会とで別途定める。

